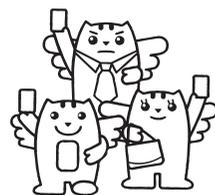


さあ投票 選挙の主役は あなたです

今年は一地方選挙の年です



府議会議員選挙 ≪投票日4月7日(日)≫
市議会議員・市長選挙 ≪投票日4月21日(日)≫

4月に統一地方選挙が実施されます。必ず投票しましょう。

投票日

◎府議会議員選挙 4月7日(日)
◎市議会議員選挙および市長選挙 4月21日(日)
※いずれも、午前7時～午後8時。

市役所と金剛連絡所で期日前投票ができます

投票日に次のような事情で、投票所へ行くことができないと予想される人は期日前投票ができます。

「仕事に従事する予定のあるとき」「レジャーや買い物、旅行など何らかの用事で、投票区外に滞在することが見込まれるとき」「病気、負傷、妊娠、身体の障

がいなどのため、歩行が困難であるとき」「天災または悪天候により投票所に行くことが困難であると見込まれるとき」

◎府議会議員選挙 3月30日(土)～4月6日(土)

◎市議会議員選挙および市長選挙 4月15日(月)～20日(土)

※いずれも、土・日曜日を含まず午前8時30分～午後8時。

ところ 市役所4階401会議室および金剛連絡所2階ホール

郵便などによる不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、または介護保険被保険者証をお持ちで、次の要件に該当する人は、自宅などで郵便などによる不

在者投票ができます。身体障がい者手帳の記載内容

■両下肢・体幹の障がい、または移動機能の障がいがあるとき

1・2級の人
■心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいがあるとき

1・3級の人
■免疫・肝臓の障がいがあるとき

3級の人
■戦傷病者手帳の記載内容

■両下肢、または体幹の障がいがあるとき

■心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいがあるとき

■第3項症の人
■介護保険被保険者証の記載内容
■要介護状態区分が要介護5の人
この方法で不在者投票をするためには、事前に選挙

管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。申請は、随時受け付けていますので、該当される人はお早めに手続きをしてください。

なお、同証明書には有効期限がありますので、すでに期限が切れている人は、再度申請が必要です。

※投票用紙は、同証明書を添えて投票日の4日前までに同委員会へ請求してください。

指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人

ホームなどの施設に入院、入所されている人で投票所に行くことができない人は、その施設で不在者投票ができます。

滞在地での不在者投票

一時的に遠隔地に滞在している人は、選挙管理委員会に投票用紙などを請求すると滞在先に郵送します。で、最寄りの市区町村の同委員会へ不在者投票ができます。

※郵送での手続きとなりますので、お早めに請求してください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（内線486）

春の全国火災予防運動

忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

空気が乾燥し、火災が発生しやすいこの時期に、火災による死者の発生を防止、被害の軽減を図るとともに、皆さんに防火の重要性を理解していただくた



め、3月1日(金)～7日(木)に全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

市消防本部では、火災防止対策を重点に巡回広報活動などを実施します。

問い合わせ 市消防本部予防課（☎23）1124



災害時に備えて 防災無線を整備しています

近年、地震や豪雨、台風による災害が多く発生しており、被害を最小限に食い止めるためには、災害に対する備えをすることが重要です。

本市でも昨年9月に来襲した台風第21号により、住宅や農業施設などに大きな被害がありました。

防災無線システムを整備しています

市では、このような災害時、避難勧告などの情報をいち早く皆さんにお知らせするため、防災無線システムを整備しています。

同システムでは、市役所に設置した親局から、災害危険箇所などに設置した子局へ防災情報を無線で送信し、スピーカーから放送することができま

す。これにより、風水害などによる土砂災害や河川の氾濫などの発生の危険性が高まったとき、避難勧告などの情報をいち早く皆さんにお知らせすることができま

す。災害発生時には、子局から親局への緊急連絡も可能で、これまでに災害危険区域や市立小学校など市内44カ所に子局を設置しています。

また、全国瞬時警報システム「J・ALER T(ジェイ・アラート)」に接続し、国から送られてくる地震や武力攻撃などの対処に時間的余裕のない緊急事態の情報を受信し、自動で市民の皆さんへ伝達できる体制を整えています。



3月より定期放送の時間が午後6時に変わります

防災無線を活用し、災害発生時に備えた平常時の放送点検と、子どもたちに帰宅を呼び掛けるために定期放送を実施しています。

とき・内容
毎日、午後6時(10月〜翌年2月までは午後5時)、童謡「夕焼け小焼け」(メロディのみ)
問い合わせ 危機管理室 (内線9501)



災害による被害を最小限に〜久野喜台二丁目に自主防災会が誕生〜

新たに、久野喜台二丁目に自主防災会が結成され、ヘルメットやシャベル、ハンマー、バール、担架などの防災資機材が配備されました。

今後、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。



●自主防災組織を結成しましょう

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域住民の強い信念と連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織です。若い世代を含めた一人一人の「力」が必要です。

災害に強い地域を作るために自主防災組織を結成しましょう。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎(23)1125

各種団体と災害時の 応援協定を結んでいます

近い将来、高い確率で発生が懸念されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に、迅速かつ的確な復旧復興や被災者支援をするため、各種団体と災害時の応援協定を積極的に結んでいます。

平成30年度中に締結した協定は下表のとおりです。本市では、今後も各種団体との協定締結を推進し、大規模災害に備えていきます。
問い合わせ 危機管理室 (内線9501)

名称(締結日)	目的、内容など	協定先
災害発生時における福祉避難所の協力に関する協定 (30年9月1日)	災害発生時における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置、運営に関し、協力体制を構築する事項を定める。	市福祉施設連絡会
災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定 (31年1月31日)	災害が発生または発生する恐れがあるとき、避難所の設営などにおいて必要な物資の供給に関し、必要な事項を定める。	セツカートン㈱ および Jパックス㈱

※31年2月現在



平成31年度分 無料ごみシールを配布します

**無料ごみシールを郵送
で配布します**

茶色の封筒に、「ごみの分け方・出し方」の保存版パンフレットを同封し、ご家庭のポストに投函します。3月14日(休)〜27日(休)の間に郵送で配布しますので、期間中はポストの確認をお願いします。

なお、シールは世帯の人数ごとに分けて発送するため、同じ地域、同じ住所であつても到着が前後する場合がありますので、ご了承ください。

また、パンフレットにはごみの分別に関する情報や収集の曜日などが記載されていますので、大切に保管してください。

シールが届いたら種類、枚数を必ず確認してください

シールの種類、配布枚数は左表のとおりです。

無料ごみシール配布枚数 ※年1回配布、1年間の枚数

燃えるごみ専用シール		
世帯人数	枚数(シート数)	色
1〜2人世帯	110枚(5.5枚)	ピンク
3〜4人世帯	220枚(11枚)	
5〜6人世帯	280枚(14枚)	
7人以上の世帯	340枚(17枚)	
粗大ごみ専用シール		
世帯人数に関係なく 1世帯当たり	36枚(6枚)	ライトグリーン

3月28日(木)を過ぎてもシールが届かないときは、衛生課(内線1444〜1446)まで連絡してください。

シールの交付申請(住民登録をしていない人)



住民登録をしていない人などにはシールを届けることができませんので、本市に居住していることを証明するもの(住所と氏名が記載された水道代などの領収書、賃貸契約書、郵便物のコピーなど)と印鑑を持参し、衛生課または金剛連絡所で申請してください。

シールは4月より使用できます

シールは年度によって色分けしています。平成31年度のシールは、4月の収集より使用できます。

なお、30年度のシールが残っている場合は、32年3月31日(火)まで継続して使用することができます。

※期限が過ぎたシールは使用できません。

シールの返還

転出などにより本市から引越される場合は、転出届の際にシールを返還してください。

シールは譲渡禁止です。他の人に譲らないでください。

問い合わせ 衛生課(内線1444〜1446)

子ども食堂がますます充実

新たな食堂の開設、支援サポーターも募集しています

「ただいま」と元気の良い子どもたちの声に、「おかえり」と笑顔で迎えるスタッフ。子どもたちが安心して過ごせる居場所である「子ども食堂」は、市内5カ所からスタートし、平成30年11月に1カ所増えて(左記参照)、現在6カ所で子どもたちを迎えています。

「このお米を子どもたちのために使ってください」など、さまざまな食材提供の申し入れが増えました。

また、「子どもたちのためにできることがあれば」と子ども支援サポーター(ボランティア)登録者数も増

え、子ども食堂の応援やネットワーク活動のお手伝いをしていただいています。

●子ども食堂を開設したい・支援サポーターとして携わりたい人

子ども食堂でのボランティアや子ども居場所づくりに関心のある人を募集しています。

子ども食堂の開設相談、子ども支援サポーターの登録、食材の寄贈など詳しくは、お問い合わせください。問い合わせ こども未来室内「子ども食堂・居場所づくり運営支援ネットワーク事務局」(内線287)

きんきうえぶ こども食堂

～平成30年11月、新たに開設～

地域の子どもたちが安心して集える居場所として、無料のプログラム教室

や絵本の読み聞かせなど、さまざまなワークショップを企画しています。



とき 第3水曜日、午後6時〜7時30分

ところ NPO法人きんきうえぶ(小金台二丁目5の10)

問い合わせ 寺田さん(☎290019)

産プレママ・パパベビーライフサポート事業

妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています

平成30年度分の申請は3月29日(金)まで

妊娠時から出産までの経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境をつくるため、本市で妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています。

対象者 申請時点で次の条件を全て満たす人

◆本市に住民登録をしている人

◆平成30年4月2日以降に本市で母子保健法に基づく妊娠の届け出をした人

お祝い品の内容 地元産品、マタニティ用品、ベビー用品などの品物



※お祝い品は準備が整い次第、順次発送します。

申請の受け付け 3月29日(金)まで(妊娠の届け出をする際に、窓口で申請してください)

※詳しくは、市ウエブサイト(都市魅力創生課のページ)をご覧ください。

問い合わせ 都市魅力創生課(内線420)

子ども・子育て支援に関するニーズ調査にご協力を

本市では、平成27年度からの5カ年を計画期間とした「第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの保育や教育、地域での子育てを総合的に支援しています。



同計画の期間が31年度末で終了することから、引き続き子育て施策を推進していくために、現在、32年度以降の指針となる第2期計画の策定に取り組んでいます。

そこで、子ども・子育て支援などに関する施策の必要性や、そのニーズを把握するための調査を実施します。

本調査は子ども・子育て支援法に基づき全国の市町村で実施されているもので、いただいたご回答は子ども・子育て支援施策充実のための大切な資料となりますので、調査票が届いたご家庭は、ご協力をお願いします。

調査方法 小学生以下の子どもの中から無作為に抽出した3750人に対し、3月上旬に発送(公立小学校に在籍する児童には学校を通じて配布)
※封筒の宛名に記載された子どもの保護者が回答してください。

問い合わせ こども未来室(内線203)

病児保育事業のご利用を

3月1日(金)より、平成31年度分の利用登録を受け付けます

本市では、保護者が仕事などで家庭での保育が困難な場合に、小学6年生までの病気のお子さんを専用スペースで一時的に保育する病児保育事業を実施しています。

※利用にあたっては、年度ごとに事前の利用登録が必ず必要です。

実施施設 済生会富田林病院内保育施設「なでしこ保育園」

保育時間 月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前8時30分～午後6時



利用期間 1回につき最長1週間

定員 1日あたり最大4人

利用予約の受け付け

- ・前日までの予約(月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前8時30分～午後5時45分)
- ・当日予約(午前8時30分～9時30分)

平成31年度利用者の事前登録を受け付けます

3月1日(金)、利用登録申込書に必要事項を記入し、こども未来室へ持参してください(郵送不可)。

※市内保育所・学童クラブ利用者は利用施設への持参も可。

※同申込書はこども未来室または市内保育所・学童クラブなどで配布します。

※対象者や利用方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、子育て応援サイト「TonTon」(<https://ton-ton.jp>)をご覧ください(同申込書のダウンロードもできます)。

問い合わせ こども未来室(内線296)

富田林テレビの視聴方法が変わります

本市と包括連携協定を締結しているFC大阪との取り組みの一環として、「富田林テレビ(愛称・とんテレビ)」の放送を「FRESH LIVE」無料チャンネルを活用して配信していましたが、2月12日をもって無料チャンネルを活用した生配信およびアーカイブ(過去の放送)のサポートが終了となることから、視聴方法が次のとおり変更となります。

これからの富田林テレビの視聴方法

2月号以降の富田林テレビ生配信およびアーカイブについては、「OSAKA愛鑑」の富田林市のページ [https://meikan.osaka.municipality-live/ondabayashi-live/] に移行して配信します。
※アーカイブについては、YouTube富田林テレビアカウント [https://w



www.youtube.com/channel/UCZU-VXBIMwSDt61woJwupGA] でもご覧いただけます。

OSAKA愛鑑とは

府および市町村の人や物の魅力を「大阪から世界へ」配信するための動画ポータルサイトです。

プロサッカーを観戦しよう

本市と包括連携協定を締結しているFC大阪との取り組みとして、市内在住・在学の人などを対象に、無料観戦を主とした「富田林市民応援デー」を実施します。

プロスポーツを身近に感じるとともに、みんなで一緒にFC大阪の応援をしませんか。

とき 3月17日(日)、午後1時キックオフ

ところ J-GREEN堺メインフィールド* (堺市堺区築港八幡町145)

対象者 ①市内在住・在学の人、②市内の少年サッカークラブに所属している人

入場料 無料

申し込み ①は当日直接会場へ(免許証、保険証、学生証など本人確認書類を持参してください)、②は所属サッカークラブへ

問い合わせ 都市魅力創生課(内線424)



大阪愛にあふれた動画をホームページやSNSで配信することによって、大阪を「知って」「もらい」「来て」「住んで」もらい、そして大阪に住んでいる府民の皆さんに地元大阪への「誇り」を持つていただくことをめざしています。

問い合わせ 都市魅力創生課(内線424)

新たに指定管理者を指定しました

本市では、一部の公の施設の管理運営について、民間事業者などの能力を活用し、質の高いサービスを提供することを目的とした「指定管理者制度」を導入しています。

このたび、今年度で指定期間が満了する施設について、下表のとおり新たに指定管理者を指定しました。

問い合わせ 各施設所管課

指定管理者一覧(指定期間=平成31年4月1日(日)より5年間)

施設名	指定管理者	施設所管課
市民総合体育館他21施設 および総合スポーツ公園	ミズノグループ	生涯学習課(内線585)
レインボーホール(市民会館)	アクティオ(株)	生涯学習課(内線582)
すばるホール	(公財)市文化振興事業団	
ケアセンター(けあばる)	ケアセンター管理運営共同事業体	
総合福祉会館	(社福)市社会福祉協議会	地域福祉課(内線282)
コミュニティセンター(かがりの郷)		
農業公園サバーファーム	(農組)市南地区協同組合	農業振興課(内線446)

けあばるの閉館時間が延長されます

4月2日(火)より、けあばるの健康づくり・世代間交流施設(ウエルネスけあばるなど)の閉館時間が延長され、以下のご利用時間となります。

会議室、クラフトルームなど

・火～土曜日=午前9時～午後9時
・日曜日、祝日=午前9時～午後5時15分

ウエルネスけあばる(温水プール、トレーニングルーム)

・火～土曜日=午前10時～午後8時45分
・日曜日、祝日=午前10時～午後5時

問い合わせ けあばる ☎(28)8600

春の交通安全講習会 を開催します

交通安全に対する意識を高めるため、右下表の日程で同講習会を開催します。運転免許証をお持ちの人は、最寄りの会場で受講しましょう。

なお、運転免許証をお持ちでない人も受講できますので、交通安全に関心のある人は、この機会にぜひ受講してください。

※いずれも30分前より受け付け開始です。

※全ての会場で手話通訳が付きまます。

とき	ところ
3月14日(木)、午後7時～	レインボーホール (市民会館)
15日(金)、午後7時～	金剛中学校
16日(土)、午前11時～	T o p i c (きらめき創造館)
18日(月)、午後7時～	藤沢台小学校
19日(火)、午後7時～	川西小学校
24日(日)、午前11時～	かがりの郷

※運転者講習受講カードを持つている人は、持参してください。

※T o p i cへ車でお越しの場合は、市役所駐車場または市営東駐車場をご利用ください。なお、各会場の駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

参加費 無料 (当日、直接会場へ)

問い合わせ 道路交通課 (内線416)



保険料の納め忘れは ありませんか

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は事業の運営に欠かすことのできない大切な財源です。必ず期限内に納付してください。

期限内に納付されない場合は、財産の差し押さえなどの対応を取ることがあります。

国民健康保険料を滞納している世帯は、有効期限の短い保険証の交付対象になり、滞納の状況によっては、通常の被保険者証の代わりに、医療機関の窓口でいったん医療費全額を支払う「資格証」の交付対象となります。

介護保険料を滞納してい

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、市より送付する納付書で保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア (後期高齢者医療保険料は除く) または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預 (貯) 金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。

普通徴収対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と通帳の印鑑、預 (貯) 金通帳を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード (暗証番号の入力が必要) を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。

対応している金融機関は次のとおりです。

●ペイジー口座振替受付サービス対応金融機関

りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、池田泉州銀行、近畿大阪銀行、関西アーバン銀行、成協信用組合、ゆうちょ銀行 (郵便局)

※4月1日(月)より、近畿大阪銀行と関西アーバン銀行は合併により関西みらい銀行となりますが、引き続き同サービスをご利用いただけます。

※一部取り扱いできないキャッシュカードがあります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線152、156)、高齢介護課 (内線175、176)、福祉医療課 (内線158、159)

ると、保険給付が制限されることがあります。

後期高齢者医療保険料を滞納していると、有効期限の短い保険証の交付対象になります。

※今月は平成30年度分国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の最終納付月です。

問い合わせ 国民健康保険料については保険年金課 (内線152、156)、介護保険料については高齢介護課 (内線175、176)、福祉医療課 (内線158、159)

市役所でパスポートの申請手続きができます

～4月1日(月)より、府証紙が使えなくなります～

市役所1階市民窓口課で、パスポートの申請と受け取りができます。

●申請手続きができる人

日本国籍を有し、かつ本市に住民登録をしている人、または市外に住民登録をしているが単身赴任などで本市に居住している人(居所申請)

※居所申請は、別途書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

●市役所で取り扱える業務

①新規申請、切替新規申請、訂正新規申請、②記載事項変更申請、③査証欄増補申請、④紛失届

※必要書類、交付までの所要日数などは事前にお問い合わせ

合わせてください。
※太子町・河南町・千早赤阪村にお住まいの人のパスポートの申請と受け取りも市役所でできます。

●市役所での受付時間など

とき・ところ(土曜日、祝日、年末年始は除く)

区分	とき	ところ
申請	月～金曜日 午前9時～午後4時30分	市役所1階市民窓口課
受け取り	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	市役所地下 日曜窓口コーナー
	日曜日 午前9時～正午、 午後0時45分～5時30分	

※金剛連絡所で申請、受け取りはできませんのでご注意ください。
※受け取りは、年齢にかかわらず、必ず本人がお越しください。
※日曜日は、受け取りのみとなります。

●手数料

受け取り時に手数料が必要です。

パスポートの種類	収入印紙	現金※	合計	
新規申請	10年間有効(20歳以上)	1万4000円	2000円	1万6000円
	5年間有効(12歳以上)	9000円	2000円	1万1000円
	5年間有効(12歳未満)	4000円	2000円	6000円
記載事項変更申請	4000円	2000円	6000円	
査証欄増補申請	2000円	500円	2500円	

※3月31日(日)までは、府証紙も使用できます。

※お手元に府証紙がある場合は、3月31日(日)まで引き

続き使用できます。4月1日(月)以降の受け取りは、現金のみの納付となりますので、ご注意ください。

府パスポートセンターでも手続きできます

従来通り、府パスポートセンター(☎06(6944)6626)でも手続きができます。

なお、次の場合は同センターでの手続きとなります。

■外務省と協議する必要がある特殊な場合

■業務上などの理由により、パスポートを早期に発給する必要がある場合

■学校などから団体申請する場合

■震災特例旅券を申請する場合

※その他詳しくは、一般旅券発給申請書に添付の案内、または市ウェブサイトをご覧ください。同申請書は、市役所1階総合案内および金剛連絡所、その他の申請書については市役所1階市民窓口課パスポートコーナーでのみ配布しています。なお、全ての申請書は外務省ホームページ[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>]よりダウンロードできます。

お問い合わせ 市民窓口課 (内線136)

毎年4月2日は

「世界自閉症啓発デー」

4月2日～8日は

「発達障がい啓発週間」です

毎年4月2日は、国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。

また、厚生労働省ではこの日から8日までを「発達障がい啓発週間」と位置付け、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進のため、全国でさまざまな啓発活動を実施しています。発達障がいのある人が社会の中で自立していくためには、発達障がいに対する私たち一人一人の理解が必要です。

「世界自閉症啓発デー」と「発達障がい啓発週間」を契機として、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深めていただくようお願いいたします。

※詳しくは、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会ホームページ[<http://www.worldautismawarenessday.jp>]

essday.jp)をご覧ください。

世界自閉症啓発デーのブルーライトアップ

府では、同啓発デーに合わせて、府内の主要建物を同啓発デーのシンボルカラーであるブルーにライトアップします(ブルーは「癒し」や「希望」を表します)。

とき 4月2日(火)、日没後11時(午後6時30分ごろ)～午後11時

ところ 万博記念公園太陽の塔、大阪城天守閣、通天閣、天保山大観覧車(予定) ※天保山大観覧車は午後10時まで。

お問い合わせ 府民お問合せセンター「ピットライン」[☎06(6910)8001]

男女共同参画センターウイズ 登録グループを募集

すばるホール内にある「男女共同参画センターウイズ」は、男女共同参画社会をめざして自主活動をするグループが学習、会議、交流などのために使用できる部屋です。

室内には、印刷機、貸しロッカーなどがあります。部屋の利用は無料ですが、事前にグループ登録が必要で、活動内容や会員構成などによって審査します。

また、登録グループになると、登録団体同士のネットワーク「ウイズネット」に参加して、市と連携して事業などを実施することができます。

登録は随時受け付けていますが、平成31年4月より使用を希望されるグループは、3月15日(金)までに申請してください。
申し込み 人権政策課（内線474）へ

男性の育児応援講座～パパと一緒にむかし遊び&ママはヨガでリラックス～

パパと子どもと一緒に昔懐かしい遊びを楽しみましょう。

ママは子育てから離れて、ヨガでリラックスしましょう。

とき 3月16日(土)、午前10時～正午

ところ 市消防本部4階大講堂、視聴覚室

対象者 小学生以下の子どもと保護者

定員 10組

受講料 1組500円（おもちゃの材料費）

持ち物 ヨガマットまたはバスタオル

申し込み 3月11日(月)までに、講座名、参加者の住所、氏名、年齢、電話番号を入力し、Eメールで人権政策課〔(内線474)・Eメールjinken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可）
※ヨガのみの申し込みはできません。

交換学生の ホストファミリーを 募集します

富田林・ベスレヘム姉妹都市協会では、本市とアメリカ・ベスレヘム市との友好親善を深めるため、昭和48年より交換学生を相互派

遣しており、今年は受け入れの年になります。
同協会では、この夏来日する学生を受け入れていただけのホストファミリーを募集します。

交換学生は3人で、滞在期間を前・後半に分け、1人が2家庭に滞在します。
家庭での受入期間 7月23日(火)～8月12日(休)の間で約10日間
募集件数 6家庭（同協会において選考）

申し込み 市民協働課に備え付けの申込書（市ウェブサイト（市民協働課のページ）からもダウンロードできます）に必要事項を記入し、3月29日(金)までに市民

●説明会を開催

交換学生の受け入れ概要について説明後、質問にお答えします。

とき 3月24日(日)、午前10時～11時

ところ 市役所2階201会議室

申し込み 3月22日(金)、午後5時30分までに、同事務局（内線473）へ

※説明会への参加の有無が、選考に影響することはありません。

マイナンバーカードを利用した 証明書コンビニ交付サービスの 利用店舗が拡大します

本市では、マイナンバーカードを用いた証明書コンビニ交付サービスを実施しています。

新たに以下の店舗で同サービスを利用できるようになりましたので、ご利用ください。



■新たに利用できるようになった店舗

- ・ミニストップ
- ・イオン

※詳しくは、市ウェブサイトを（市民窓口課のページ）をご覧ください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131）

マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 3月3日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

3月

自殺対策強化月間です

死なないで
まず打ち明けて
その悩み



3月は自殺対策強化月間です。自殺で亡くなる人は全国で年間約2万1300人で、府内でも約1200人が亡くなりました。

自殺は、さまざまな要因が複雑に関係して、その多くが「追い込まれた末の死」であり、「防ぐことができる社会的な問題」であるといわれています。

さまざまな悩みを抱えている人は、一人で悩まず次の機関などにご相談ください。

また、身近な人の悩みに気付いたら、温かく寄り添いながら、悩みに耳を傾け、次の機関などへの相談を勧め、じっくりと見守りましょう。

■このころの健康相談統一ダイヤル (☎0570(064)556) (祝日、年末年始を除く月々金曜日、午前9時30分〜午後5時)

※3月1日(金)、午前9時30分〜31日(日)、午後5時は、24時間体制で相談を受け付けます。

■このころのLINE電話相談 (左のQRコードからLINEの友だち登録をし、無料通話機能でのご相談ください。祝日、年末年始を除く月々金曜日、午前9時30分〜午後5時)



※3月1日(金)、午前9時30分〜31日(日)、午後5時は、24時間体制で相談を受け付けます。

※友だち登録後は、手続きのためすぐに電話がかからない場合があります。※運用上、「既読」がつくことがあります。 「トーク」による相談には対応していません。

■このころの電話相談 (☎06(6607)8814) (祝

日、年末年始を除く月々木・金曜日、午前9時30分〜午後5時)

■若者専用電話相談 (わかぼちダイヤル) (☎06(6607)8814) (祝日、年末年始を除く水曜日、午前9時30分〜午後5時)

■富田林保健所 (☎232684) (祝日、年末年始を除く月々金曜日、午前9時〜午後5時45分)

■関西ののちの電話 (☎06(6309)1121) (365日、24時間対応)

■自殺予防いのちの電話フリーダイヤル (☎0120(783)556) (毎月10日、午前8時〜翌午前8時)

■府妊産婦このころの相談センター (☎0725(575225)) (祝日、年末年始を除く月々金曜日、午前10時〜午後4時)

■大阪自殺防止センター (☎06(6260)43

あなたもゲートキーパーになりませんか ～養成講座・講演会を開催します～

あなたの周囲に悩みを抱えてつらそうな人はいませんか。ゲートキーパー(命の門番)は、悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。ゲートキーパーは特別な資格ではありません。

養成講座を受講し、悩みを抱える家族や仲間のサインに気づき、寄り添う方法を学んでみませんか。

また、「このころの健康」「地域でできるわたしたちの自殺対策(生きる支援)」をテーマに臨床心理士による講演会も開催します。

とき 3月22日(金)、午後1時30分〜3時30分(午後1時〜受け付け)

ところ 市消防本部

定員 50人 受講料 無料

申し込み 3月6日(水)〜、講座名、住所、氏名、生年月日、電話番号を明記し、ファクスで保健センター(☎(28)5520・FAX(29)7760)へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

43)(毎週金曜日、午後1時〜日曜日、午後10時)
■このころの救急箱 (☎06(6942)9090)(毎週月曜日、午後8時〜翌午前3時)
●自死遺族相談(予約制)
府では、大切な人を自死(自殺)で亡くされた人のために、来所相談を実施しています。府このころの健康総合センターの専門相談員が、ご遺族の相談に応じます。

申し込み 府このころの健康総合センター(☎06(691)2818)(祝日、年末年始を除く月々金曜日、午前9時〜午後5時45分)へ
※府携帯サイトの自殺対策のページ <http://kokoro-osa.kajd/j/>に、さまざまな悩みの相談窓口などが掲載されていますので、ご覧ください。
問い合わせ 健康づくり推進課(☎(28)5520)



貸し農園の利用者を募集



問い合わせ 東さん ☎(34)5351

●松村ファーム

ところ 龍泉(JA大阪南ライセンタ―前)

利用料 年額1万8000円
3万8000円(1区画約85×156平方メートル)

※駐車場、農業用水道あり。

問い合わせ 松村 忠一さん ☎090(5663)6237

●錦織西田農園

ところ 錦織北一丁目

利用料 月額5000円
(1区画約50平方メートル、インストラクター常駐、完全指導型)

※駐車場、水道、貸し農具あり。

問い合わせ 西田 忠勝さん ☎(23)3674

●もときりんファーム

ところ 龍泉

利用料 年額1万8000円
(1区画約82・5平方メートル)

※駐車場、農業用水道、トイレあり。

問い合わせ 福田さん ☎(34)2136

●ハイジの里

ところ 龍泉

利用料 年額1万8000円
(1区画約80平方メートル)

※駐車場、農業用水あり。問い合わせ 松村 美奈子さん ☎090(8791)5895

●たけちゃん農園
ところ 錦織北三丁目
利用料 年額7200円
2万9400円(1区画約36×147平方メートル)
問い合わせ 竹野さん ☎090(4295)7415

●なの花畑
ところ 佐備
利用料 年額5万円(1区画約40平方メートル、種・苗・肥料代、営農指導・農具使用料など含む)
※駐車場、農業用水、トイレ、休憩所あり。

●西田農園

ところ 錦織北二丁目

利用料 月額1500円
(1区画約25平方メートル)

※駐車場あり。

問い合わせ 西田 正雄さん ☎090(9861)1616

●horikawa小規模農園A

ところ 山中田町一丁目

利用料 年額1万円(1区画約35×100平方メートル)

※駐車場、農業用水道あり。

問い合わせ 堀川さん ☎090(6987)3817

野外でのごみの焼却はやめましょう

家庭ごみや枯れ葉などの野外焼却(いわゆる、野焼き行為)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。

「煙が家の中に入って息苦しい」「洗濯物に臭いや灰がついて困っている」など

野焼き行為による苦情が多く寄せられています。

「これぐらいなら大丈夫」と思っただけで燃やしても、知らないところで迷惑を掛けていますので、野焼き行為はやめましょう。

問い合わせ みどり環境課(内線432)

生産緑地制度に関する説明会を開催します

平成30年4月1日に特定生産緑地制度が、同年9月1日には生産緑地農地の貸借制度が、新たにスタートしました。

1992年(平成4年)の生産緑地の最初の指定から30年を迎える2022年に向けて、特定生産緑地の指定が円滑に進むように市、市農業委員会、JA大

阪南が合同で特定生産緑地制度などについての説明会を開催します。

同説明会では、特定生産緑地制度やそれらに係る税制などの概要について説明しますので、市街化区域内で生産緑地の指定を受けている農地を所有している人は、ぜひご参加ください。

とき 3月8日(金)、午後7時～8時30分

ところ レインボーホール(市民会館)1階中ホール

※駐車場には限りがありますが、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 特定生産緑地制度の概要、生産緑地農地の貸借制度の概要、農地にかかる税優遇措置の概要など

定員 360人(当日、直接会場へ)

問い合わせ 農業委員会事務局(内線444、449)、まちづくり推進課(内線451)